

2019年8月30日

 昭和エーテル株式会社

## 消費税率改定に伴う軽減税率制度導入のご案内

ご高承のとおり、2019年10月1日から消費税率10%への引上げに伴い、酒類・外食を除く食飲料品には、消費税の軽減税率制度が導入されます。

弊社製品には、食品衛生法に規定する添加物となりますアルコール製剤を販売しており、その税率の運用について検討を行ってまいりましたが、この度、軽減税率対象品目として運用することを決定させていただきました。

つきましては、その内容を下記の通りご案内させていただきます。

### 記

#### 1. 軽減税率対象品目(消費税率：8%)

- ・ アルコール製剤：アルコサッキン、アルコフレッシュの各シリーズ
- ・ 食品添加物受託製品

上記「軽減税率対象品目」に示す以外の品目(エーテル類、可塑剤、溶剤等)の税率は、10%に改定いたします。

#### 2. 適用時期

2019年10月1日 納入分からいたします。

以上

本件に関するお問い合わせ先

昭和エーテル株式会社 営業部

TEL : 03-3863-7051

MAIL : sales@showa-ether.co.jp